



## 不妊治療費助成のお知らせ



平成 27 年 4 月 1 日から不妊治療費助成事業が始まりました

(申請については 6 月 1 日から受け付けます)

肝付町では、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりを推進するため、不妊治療にかかる費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めることを目的としています

### 助成の要件)

1. 肝付町に3ヶ月以上住所を有する夫婦(婚姻の届出をしており、夫婦のどちらか一方若しくは両方が町内に住所を有すること)
2. 夫及び妻の前年の所得の合計額が730万円未満(1月～5月までの申請については、前々年の所得の合計)
3. 町税(保険料)や公共料金等の未納・滞納がないこと

|          | 一般不妊治療<br>(保険適用の不妊治療・検査、薬、人工授精等)   | 特定不妊治療<br>(体外受精、顕微授精)  |
|----------|--|--|
| 対象者      | 上記の要件を満たし、一般不妊治療が必要と医師が認めた方  | ・上記の要件を満たし、特定不妊治療が必要と医師が認めた方<br>・鹿児島県の特定不妊治療費助成事業の助成を受けている方(こちらの事業が優先)   |
| 助成額      | 1年間10万円まで  | 1年間20万円まで<br>(鹿児島県の特定不妊治療費助成を受けた場合には、その助成額を控除した額)※県助成額 1 回 15 万円まで   |
| 助成期間     | 通算5年間  |  |
| 申請方法     | ・役場本庁健康増進課(コミュニティセンター内)または内之浦総合支所町民生活課にある申請書に記入。<br>・原則として治療が終了した日の属する年度に行うものとし、助成については、申請のあった年度となります。   |  |
| 申請時必要なもの | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療費助成申請書(窓口)</li> <li>・住民票謄本(別世帯:戸籍謄本)</li> <li>・不妊治療受診等証明書(病院)</li> <li>・印鑑、通帳</li> <li>・健康保険証(夫婦2人分)</li> <li>・治療にかかった領収書</li> <li>・納税証明書(夫婦2人分)</li> <li>・所得証明書(夫婦2人分)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・不妊治療費助成申請書(窓口)</li> <li>・不妊治療費助成事業承認決定通知書(大隅地域振興局)</li> <li>・印鑑、通帳</li> <li>・健康保険証(夫婦2人分)</li> <li>・治療にかかった領収書</li> <li>・納税証明書(夫婦2人分)</li> </ul> |

お問い合わせ) 肝付町役場 健康増進課 電話 0994-65-2564